

本書面は使用可能日程を調整するための「仮予約申込書」です。正式な申請書ではありません。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

仮予約申込書 (福祉バス)

年 月 日

社会福祉法人小山町社会福祉協議会 会長 様

提出方法	メール、ファックス、持参
受付番号	
受付日	年 月 日
受付時間	AM・PM 時 分
受付者印	Ⓜ

申請者 住 所
団体名等
氏 名
電 話
携帯電話

社会福祉法人小山町社会福祉協議会福祉バス運行管理規程及び同細則を遵守し福祉バスを使用したいので、下記のとおり仮予約を申し込みします。

整理番号	仮予約日時	使用目的	目的地	乗車予定人数
1	年 月 日 () : ~ : :		名称 _____ 住所 _____	人
2	年 月 日 () : ~ : :		名称 _____ 住所 _____	人
3	年 月 日 () : ~ : :		名称 _____ 住所 _____	人

※本書面は、仮予約申込書となります。本書面受領後、審査した結果、ご希望に添えないこともあることをご承知置きください。

(以下は記入しないでください。)

仮予約申込みの審査結果について

仮予約申込みの審査結果について次のとおり通知します。

整理番号	仮予約日時	審査結果	
1	年 月 日 () : ~ : :	<input type="checkbox"/> 仮予約を受付けました	<input type="checkbox"/> 仮予約の受付はできません 理由番号 () (注 1 参照)
2	年 月 日 () : ~ : :	<input type="checkbox"/> 仮予約を受付けました	<input type="checkbox"/> 仮予約の受付はできません 理由番号 () (注 1 参照)
3	年 月 日 () : ~ : :	<input type="checkbox"/> 仮予約を受付けました	<input type="checkbox"/> 仮予約の受付はできません 理由番号 () (注 1 参照)

(注 1) 仮予約を受け付けできない理由 (1: 車輛整備等のため、2: 他の予約を受付済みのため、3: 福祉バスの使用目的に適合しないため、4: その他)

(注 2) 仮予約が受け付けられた場合は、使用予定日 1 か月前までに正式な「福祉バス使用許可申請書」を提出してください。尚、「福祉バス使用許可申請書」が提出されないときや、当該申請書内容が福祉バス運行管理規程等に適合しないときは、予約を取り消します。(災害やバスの故障等のため、やむを得ず予約を取り消す場合があることをご了承下さい。)

[社協整理欄]

仮予約申込み審査結果通知日 年 月 日 (曜日)

稟議欄

○社会福祉法人小山町社会福祉協議会福祉バス運行管理規程抜粋
(使用範囲)

第2条 (略)

2 福祉バスは、車輛のみの使用はできない。

(運行)

第3条 (略)

4 宿泊を伴う運行は認めない。

(使用許可の取り消し)

第5条 前条の規定により使用許可を受けたものが、許可の内容と異なる目的に使用し、又は使用されると認められるときは、許可を取り消すものとする。

(使用の中止)

第6条 福祉バスの使用を許可した後において、災害、気象条件、交通事情、車両の故障等により福祉バスの運行が困難と認めるときは、申請者に使用できない旨を速やかに連絡するものとする。この場合において、申請者は、本会に代替バス等の要請をすることはできない。

2 本会は、前条及び前項の規定により許可を取り消し、又は運行を休止した場合において、申請者又は福祉バスを使用する者(以下これらを「使用者」という。)に損害が生じても賠償の責任を負わない。

(使用者の損害賠償義務)

第8条 福祉バス使用者は、車体又は車内設備器具を故意又は重大な過失により破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

○社会福祉法人小山町社会福祉協議会福祉バス運行管理規程細則抜粋
(運行責任者)

第10条 本会は、福祉バスを運行にあたり、本会に運行責任者を配置し、福祉バス運行の都度、運転業務委託事業者と連携して安全運行に努める。

(使用責任者の遵守事項)

第11条 使用責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全運転を阻害するような行為をしないこと。
- (2) 運転手の指示に従うこと。
- (3) 乗車名簿に記載のない者を乗車させないこと。
- (4) 使用者に注意事項を周知の上、乗降の際に誘導する等安全面に配慮し、事故の未然防止に努めること。
- (5) 車内に危険物を持ち込まないこと。
- (6) 車内での飲酒・喫煙は禁止とし、危険な行為をしないこと。
- (7) 車内はきれいに使用し、ごみ等は責任をもって持ち帰ること。
- (8) 使用中は、1営業日前までに本会に連絡すること。
- (9) やむを得ない理由により、運行経路及び運行時間の変更が必要なときは 運行管理者の承認を受けること。

(目的地及び運行経路)

第13条 福祉バスの目的地及び運行経路は、第7条に規定する使用許可書により使用許可を受けた目的地及び運行経路に限定するものとし、目的地及び運行経路を変更することはできない。ただし、緊急事態等の発生時はこの限りでない。

2 福祉バス使用者は、福祉バスの使用中に目的地及び運行経路を変更しようとするときは、本会の運行責任者と協議し、本会の承諾を得た上で目的地及び運行経路を変更することができる。

(不測の事態への対応)

第14条 福祉バスの運行中、交通事故または車両の故障等によりバスの自力走行が不可能となった場合は、運行責任者、運転者及び使用責任者の3者にて対応方法を協議し、対応するものとする。

2 第8条の規定により運転業務を業務委託した福祉バスの運行中、交通事故または車両の故障等によりバスの自力走行が不可能となった場合は、運行責任者、運転業務委託事業者及び使用責任者の3者にて対応方法を協議し、対応するものとする。

(保険加入等)

第15条 福祉バス使用者は、福祉バス使用の都度、本会が推奨するボランティア活動保険等に加入しなければならない。ただし、会長がボランティア活動保険相当の保険に加入していると認める場合は、この限りでない。

2 本会は、福祉バス運行時の事故等により運転手及び使用者に損害が発生した場合において、本会に賠償責任が生じたときは、本会が加入する保険の補償範囲で賠償するものとし、補償範囲を超える賠償については、本会はその責を負わない。